

事 務 連 絡

平成 29 年 9 月 28 日

岐阜県行政書士会長 様

環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課長

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業手引・様式の改訂及び水銀を含む廃棄物
に関する取扱いについて (通知)

平素は、三重県の廃棄物行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび三重県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等（平成 29 年 4 月 28 日公布平成 29 年環境省令第 8 号及び平成 29 年 6 月 9 日公布平成 29 年環境省令第 10 号）の内容を反映するため、(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業手引及び様式を改訂します。つきましては、平成 29 年 10 月 1 日以降は改訂した様式に基づき申請いただきますよう、貴会員へのご周知のほどよろしくお願いいたします。

また、水銀を含む廃棄物について、下記のとおり取り扱うこととしますのでご了承ください。

記

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の届出と申請について (平成 29 年 10 月改定)

http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/64223014580_00002.htm

水銀廃棄物の適正処理について

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/p0038600009.htm>

事務担当：廃棄物・リサイクル課
廃棄物規制・審査班 上村
Tel 059-224-2475/Fax 059-222-8136
E-mail:haikik@pref.mie.jp